

○淀川左岸水防事務組合議会議員表彰要綱

制 定 昭 58 年 12 月 16 日

(通 則)

第 1 項 淀川左岸水防事務組合議会議員（以下「議員」という。）の表彰については、この要綱の定めるところによる。

(表彰事由)

第 2 項 表彰は、次の各号に該当する議員に対して行う。

- (1) 水防の向上発展に顕著な功績のあった議員
- (2) 25 年以上在職した議員

(表 彰)

第 3 項 表彰は、議会が行う。

(表彰の方法)

第 4 項 表彰の方法は、次のとおりとする。

- (1) 議員が第 2 項に該当したときは、常任委員会の議を経て、議長の発議により議決をもって、その功績を表彰する。
- (2) 被表彰議員に、表彰状を贈呈する。
- (3) 被表彰議員に、前号のほか記念品等を添えることができる。

(表彰の時期)

第 5 項 表彰は、原則として被表彰議員の在職中に期日を定めて行う。

(実施細目)

第 6 項 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。